



Business Combinations phase 2: update direct from the IASB 企業結合フェーズ2—IASBの最新情報

企業結合フェーズ2(以下「BC2」)はIASBのプロジェクトの中でも議論の多いもののひとつです。今月のIFRS Newsでは、IASBのBC2を担当するシニア・プロジェクト・マネジャー、Alan Teixeira氏へのロング・インタビューを掲載します。

BC2は重要なプロジェクトです。IASBとFASBは共同基準の作成を目標にしています。これにより、企業結合に関する単独の基準が作成されることとなります。実現した場合、2つの審議会のコンバージェンスに関するロードマップにおける画期的な出来事となります。この新しい基準により、公開草案へ寄せられたコメントにあった多くの懸念事項に対して、IASBの回答が明示されることを期待しています。IASBは、BC2の基本原則の検討が再審議プロセスの一つであることを認めています。Teixera氏は当インタビューの中で、この基本原則が議論の基礎であることが確認されただけであり、審議会では、これらの原則による影響およびどのような例外が認められるか、に焦点が当てられることになる、と述べています。したがって、最終基準が決定するまでは、すべてのことが「審議の対象」です。

新基準が決定されるまでにはある程度の時間的余裕がありますが(最終基準の公表および適用の最終期限は、それぞれ2007年下半期、2009年)、関係者は今後の進展に注目しています。問題のある多くの領域については依然審議が続いています。

Teixera氏とのインタビュー記事

Alan Teixeira氏はIASBのシニア・プロジェクト・マネジャーであり、企業結合プロジェクトのリーダーです。PwCグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス・チームのMichael Gaullが、Teixera氏にこれまでの進展および今後の展開について聞きました。

企業結合フェーズ2の公開草案が公表されたとき、IASBは当公開草案に対する反応に驚かれたようですが、その理由をお聞かせください。

私もあの反応には驚きました。当草案は基準を大幅に変更しているようにも見えますが、私自身の見解では、変更は当初考えられていたほど広範なものではありません。割引購入を例に考えてみましょう。当公開草案による会計上の数値は、現行のIFRS第3号の要件に従った場合の数値と比較しても相違はありません。表示方法が異なるため違っているように見えるのです。これは開示プロセスの一環として、(買収等による経営状態の)変更による影響を適切に開示することの重要性を強調しているに過ぎません。

困難なもののひとつに、親会社モデルから経済的単一体モデルへの変更があります。これは概念的には大幅な変更です。この変更は当初検討されていませんでしたが、当公開草案に含めることになりました。

これはコメント・レターで多く指摘されていた事項です。しかしながら、我々はIASBに対し経済的単一体モデルと親会社モデルの利点に関する議論は求めています。我々の関心は、現在のフレームワークの中で、株主が所有する報告企業に対する持分を財務報告書利用者が評価する際に有用な情報が開示されることです。現行のモデルは、非支配持分を資本としています。しかし、現行のIFRS第3号およびIAS第27号は、支配権獲得後に持分を追加取得した場合の影響など、非支配持分を資本に分類した場合の影響のいくつかについては対応していません。当案はこのギャップを解消しています。私の見解では、認識したのれんの一部は、経済的単一体モデルあるいは親会社モデルを適用した結果

生じたものではありません。ですから先ほど申し上げたとおり、我々は現行のフレームワークの中で IFRS 第 3 号の改善に取り組んでいるのです。

私はPwCのコメント・レターはこの点に関して鋭い指摘をしていると思いました。PwCは、非支配持分は資本の一部であるが、資本そのものではなく、別の方法で処理する必要があると指摘しています。親会社を通じてグループに対し持分を有する株主の特別な重要性が反映されるよう、支配持分株式の主な開示方法の変更を4月に提案しました。IASBとFASBはこれらの案を支持しました。

当公開草案に対する企業の懸念はどのようなものでしたか？

多くの企業は、取得原価を費用計上すべきではないと考えています。企業、および多くのアナリストも当案の偶発的な対価の扱いに懸念を示しています。被取得企業の業績予測が外れた場合に、偶発的な対価が取り消され、利益が計上されることに懸念を示しています。これは難しい問題であり、我々は慎重にこの問題に取り組んでいます。

現在どのようなアプローチを採っていますか？大きな違いは無いとお考えですか？

我々は両審議会に対してすべての基本的事項を問題として取り上げるよう求めています。例えば、当案は企業全体の公正価値を測定することを基本原則としています。しかしながら両審議会は、現在ではこの原則は期待していたほどには有効でないことを認めています。過剰支払あるいは割引購入がある場合、過少支払分あるいは過剰支払分をのれんに計上することを認めています。これは被取得企業の公正価値よりも提供された対価が重視されていること意味しています。つまり、被取得企業全体の公正価値を認識することはもはや基本原則となっていません。このことは審議会のパブリック・ペーパーに2回続けて明示されましたが、識者たちがこの変更を認識しているかどうかは明らかではありません。

これは支払対価を配分する方法に逆戻りするということですか？

いいえ、これは配分に関する議論ではありません。これは個々の資産・負債の測定および認識の問題です。

企業全体を公正価値で評価する方法へ回帰しますか？

必ずしも回帰するとは限りません。我々には非支配持分およびのれんに関して検討すべきことがまだたくさんあります。現在のところ、核となる原則に集中できるよう、議論の大部分を100%取得の場合に限定しています。今後2、3ヶ月のあいだに、両審議会に対し非支配持分について見直しを行うよう求める予定です。我々はこれを再審議における重要部分と考えています。

コメント・レターを踏まえ、再審議プロセスをどのように構築しましたか？

我々は両審議会に対し、まず公開草案における基本原則を明確化し、それを基礎に据えることを明確にするよう求めました。我々は現在、これらの原則による影響、およびこの原則を適用した場合の現行の処理からの変更点の把握に取り組んでいます。コメント・レターで基準の一部が批判された場合、我々は両審議会に対し、当原則を適用することでより正しい結果が得られることを主張し確認するよう求めています。我々は、基本原則を明確化し、この原則の含意および影響を体系的に示すことを目的としています。決して最終の財務報告書の形態を決めようとしているのではないため、識者がそのように考えていたことは、予想外でした。

IASB Update でこれらの原則が IASB で承認された旨が掲載された後、最初に再審議が行われたとき、何かしらの驚きがありましたか？

我々が予想していた程には人々が再審議の動向を把握していない可能性があります。IASBは *IASB Update* の4月号で声明を発表し、我々が従っているプロセスを明確にしました。これは、二つの審議会の間で共同で実施される最初のプロジェクトです。両審議会の思考プロセスを調整することが、スタッフの課題です。我々が再審議プロセスにおいてでさえ、最も単純化したケースを用いて、基本原則から基盤づくりを始めているのはこのためです。両審議会がこれらの基本原則を承認した後に、今度は議論のある問題およびより複雑な取引について検討するよう求めます。

IASBの再審議において重要な検討事項は何ですか？

難しい問題である支払対価などでしょうか。これについては、より明確な原則を提示するために、いまだ多くの作業が必要です。また偶発的な対価も注目する必要があります。偶発的な対価は、一般的な偶発事象と切り離すことが難しい問題です。依然としてIAS第37号のプロジェクトにおける訴訟問題も検討すべきですし、IAS第37号の議論が行われている間は企業結合に関する新たな基準を作成しないつもりです。無形資産および公正価値測定も検討する必要があります。さらに先ほど申し上げたとおり、我々は両審議会に対し取得日における非支配持分(NCI)の測定方法を検討するよう求める予定です。私は、これはのれんよりも重要な問題になる可能性があると考えています。

当公開草案に対する米国側の見解および再審議の進捗状況はどのようなものですか？

当案はIFRS利用者よりもむしろUS GAAP利用者に大きく影響します。コメント・レターの中には、US GAAPを現行のIFRS第3号にコンバージェンスさせるべきだという意見もありました。ただし、IFRS第3号には改善が必要な箇所があります。支配権獲得後における段階的取得の会計処理は、議論されていません。この取引に関する会計処理は最大で5つあると聞いています。当案はIFRS第3号を改善し、US GAAPとIFRSを収斂させることを目標としていますので、FASB側としては、多大な変更直面しているといえます。

米国の方がIFRS側より変更点が多いということですか？

IFRS側にとっては、変更というより主に改善です。例えば、米国ではリストラ費用を買収費用の一部として認識していますが、IFRS第3号ではそのような処理は認められていません。米国はこの点に関してはIFRSの処理に合わせます。FASBメンバーの多くはこのような変更を好んでいないのは確かです。IFRSメンバーはこの提案に異議を唱えることはほとんどありません。現行の処理からの変更がある場合には、変更がない場合に比べて、影響を受ける側から異議が多くでるものです。当然のことでしょう。仮に私がある人にシステムの変更を要求した場合、要求された側はおそらく納得できる説明を求めます。我々の提案する方法がより良い解決方法であると説明する義務は、我々の側にあるのです。

一般的に、現行の企業結合の会計処理は、理論的に矛盾していますが、実務上機能していると考えられているようです。多くの検討事項の裏には、「概念の正確性を期すためになぜこれらの変更を行わなければならないのか？」という疑問が呈されているようです。

それでもなお、私はこのプロジェクトは我々に改善をもたらすと考えています。作成からわずか18ヶ月で基準を見直すのはあまり良いことではないでしょう。しかし、企業結合プロジェクトのフェーズ2へ直ちに移行することは、我々がIFRS第3号を公表した際の計画に含まれていたものであることを思い出す必要があります。

また基準の作成がFASBと共同で行われていることも念頭に置く必要があります。我々が作成する基準の基本フォームは、FASBが作成するものとは異なります。我々の目標は、両審議会が賛同できる基準を作成することです。我々はその作成過程で、お互いのモデルの最も良い部分を取り入れるよう努力しています。このため改定後のIFRS第3号が現行のIFRS第3号とは異なるものになることは避けられません。しかしこれはFASB側でも同じことです。FASB基準書第141号(改定版)は第141号とは異なるものになるでしょう。このため、非常に多くの人々が我々が考える以上にこの変更が抜本的なものだと考えるのではないでしょう。

我々の目標は現在取り組んでいる問題を正確に的確にすすめ、将来、企業結合に関する会計処理の変更がある場合でも基準そのものではなく周辺の問題の変更にとどまるようにすることです。単純で明確な原則を基礎に置いているのもこの目標のためです。将来、基準を整備する際には、これら基本原則の例外事項のみ議論されるようにすべきなのです。適切な原則を作成し、これが与える影響に対処することで、当基準はより強固なものとなります。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 148ヶ国 771 の都市に 13 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコーパーズ(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2006 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.